

川崎地域連合 議員団会議 運営規程

連合神奈川議員団会議運営規程第7条に基づき、以下に川崎地域連合議員団会議の運営規程を定める。

第1条（名称および事務所）

川崎地域連合議員団会議（以下「議員会」という）といい、事務所を川崎市川崎区富士見 2-5-2、川崎地域連合内におく。

第2条（目的）

この議員会は、構成員の意思疎通はもとより、川崎地域連合との連携を図ることを目的として設置する。

また議員は、連合神奈川ならびに川崎地域連合の「政治方針」「活動方針」に基づいて「政策・制度の改善」をはじめとする「政策課題」の解決に向けて、必要な情報・経験交流・調査研究を行い、積極的な実践活動を推進する。

第3条（構成員）

この議員会の構成員は次のとおりとする。

- 1.連合神奈川ならびに川崎地域連合が推薦する市内選挙区の各級議員
- 2.賛助会員

連合神奈川並びに川崎地域連合の推薦を受け惜敗したが、「捲土重来を期し、連合神奈川議員団会議ならびに議員会と共に活動する」との決意を持つ候補者。および次期選挙の候補者として連合神奈川ならびに川崎地域連合が推薦・支持を決定した候補者。

産別・地域連合からの入会申請（本人同意含む）による次期選挙に向けて連携・支援を行うことを決定した候補者。

- 3.川崎地域連合政治活動委員会委員

第4条（加入手続き）

加入手続きと加入時期は次の通り。

- 1.川崎地域連合の推薦と同時に加入手続きは終了する。
- 2.加入時期について、当選者は、当該選挙が終了した翌月から、賛助会員は、直近の幹事会で承認した翌月からとする。加入については総会で報告する。
- 3.選挙時以外の入会については、産別・地域連合からの入会申請（本人同意含む）にもとづき、直近の幹事会での入会承認を得る。

第5条（脱退）

- 1.脱退しようとする者は、脱会申請書を必要事項に記入の上、議員会会長に提出し、総会の承認を得ることとする。
- 2.産別・地域連合からの推薦（支持）取消し承認※がなされた場合、脱退手続きを行う。
（※連合神奈川・統制に関わる要綱にもとづく執行委員会での承認手続き）
- 3.会長は、脱会認否の結果を速やかに当該者に通知する。

第6条（権利・義務）

- 1.この議員会に加入している議員（以下を会員という）は、規定に定めるところにより、平等の権利と義務を有する。
- 2.本会に対する会員の権利は次の通りとする。
 - （1）この議員会が主催する諸会議（委員会）に出席し、発言し、議決に参加する。
 - （2）機関の決定及び運営について報告を求め、建議・討論する。
 - （3）ただし、賛助会員は議決権を有しない。
- 3.会員の義務は次の通りとする。
 - （1）議員会の運営規程を守り、決議について履行する。
 - （2）所定の会費を納入する。

第7条（機関の設置）

この議員会には、次の機関をおく。

- 1.総会
- 2.幹事会
- 3.懇談会

第8条（総会）

- 1.総会は、この議員会の決議機関であって、この議員会の構成員をもって構成する。
- 2.総会の運営は、次の通りとする。
 - （1）総会は原則として年1回会長が召集する。但し、幹事会が必要と認めたときは、臨時に開催する事ができる。
 - （2）総会の決定は、すべて合議によるものとする。
 - （3）議長は、構成員の中から幹事会が決定する。

第9条（幹事会）

1. 幹事会は、第11条の役員で構成し、総会の決議に従って具体的活動に関する事項を審議し、総会の責任を負う。
2. 幹事会の運営は次の通りとする。
 - (1) 幹事会は必要に応じて会長が召集する。
 - (2) 幹事会の決定は、すべて合議によるものとする。
 - (3) 議長は、会長があたる。但し、会長が不在の時は副会長があたる。

第10条（専門委員会）

幹事会のもとに、特定の課題に対する研究・研修・調査等を目的として専門委員会を設置することができる。

なお、委員会の構成員はその都度決めるものとし、委員会の内容等については、幹事会で報告を行う。

第11条（役員）

この会議に次の役員をおく

- | | |
|----------|-----|
| 1. 顧問 | 1名 |
| 2. 会長 | 1名 |
| 3. 副会長 | 若干名 |
| 4. 幹事長 | 1名 |
| 5. 幹事 | 若干名 |
| 6. 事務局長 | 1名 |
| 7. 事務局次長 | 若干名 |
| 8. 会計監査 | 2名 |

第12条（役員の選出及び任期）

役員の選出は次による。

1. 役員は、総会で構成員の互選により選出する。

なお、役員は会員を中心に選出するが、特別に以下の通り定める。

○顧問

顧問は幹事会において協議し、総会で承認を得ることとする。

なお、川崎地域連合政治活動委員会委員長は、顧問に就任する。

○事務局長

事務局長は、川崎地域連合政治活動委員会事務局長があたる。

○その他

総会で選出する。

2. 役員任期は、総会から翌々年の総会までとする。但し、再選は妨げない。

第 13 条（役員の補充）

1. 役員の欠員が生じたときは、次回の総会または幹事会において補充する。

但し、幹事会で補充した場合は、次回の総会で追認を得るものとする。

2. 補充された役員の任期は、前任者の残余期間とする。

第 14 条（会費と経費）

1. 会費

会費は、当面は徴収せず、運営・活動に要する経費は連合神奈川議員団会議からの交付金と必要に応じた都度の参加費で賄う。

第 15 条（会計）

会計年度は、10 月から翌年の 9 月までとする。

第 16 条（疑義の解釈）

この規程の解釈について疑義が生じたときは、総会または幹事会で解釈の統一をする。

第 17 条（規程の定めのない事項）

この規定に定めのない事項は、連合神奈川議員団会議運営規程を準用するか、総会または幹事会で決める。

第 18 条（実施日）

この規程は、2003 年 10 月 1 日より実施する。

この規程は、2020 年 9 月 07 日一部改定し実施する。

（附則）

2020 年 9 月 07 日の第 15 回議員懇談会総会において、連合神奈川の規程改正に基づき一部改定をおこなった。

内容は入会・脱退方法の修正と「第 11 条地域議員懇談会」の削除。第 11 条の削除により、川崎地域連合議員懇談会から川崎地域連合議員団へ変更している。